

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・川根本町商工会の管轄区域

川根本町は、平成17年9月20日中川根町と本川根町の合併により誕生した。静岡県の中央部、大井川上流に位置し、東は静岡市、南は島田市、西は浜松市に隣接するほか、北は長野県との県境となっている。町域は大井川に沿った東西約23km、南北約40kmの南北に細長い形で、面積は496.88km²(県全体の6.2%)、このうちの約90%を森林が占めている。集落の範囲は東西15km、南北20kmである。

道路は、町の東西に国道362号線、南北に県道77号川根寸又峡線や国道473号線が通っており、車で新東名高速道路島田金谷ICから40分、富士山静岡空港から55分、静岡市からは国道一号線島田市経由で70分を要する。また鉄道は、大井川鉄道の大井川本線が島田市金谷から千頭駅まで走っており、JR金谷駅から川根本町商工会の最寄駅である下泉駅まで50分、千頭駅まで70分を要する。さらに、千頭駅からは南アルプスあぶとラインで静岡市井川まで行くことができる。川根本町商工会は、川根本町全域を管轄区域としており、川根本町上長尾に本所、川根本町千頭に本川根支所を置いている。



②川根本町の自然的条件

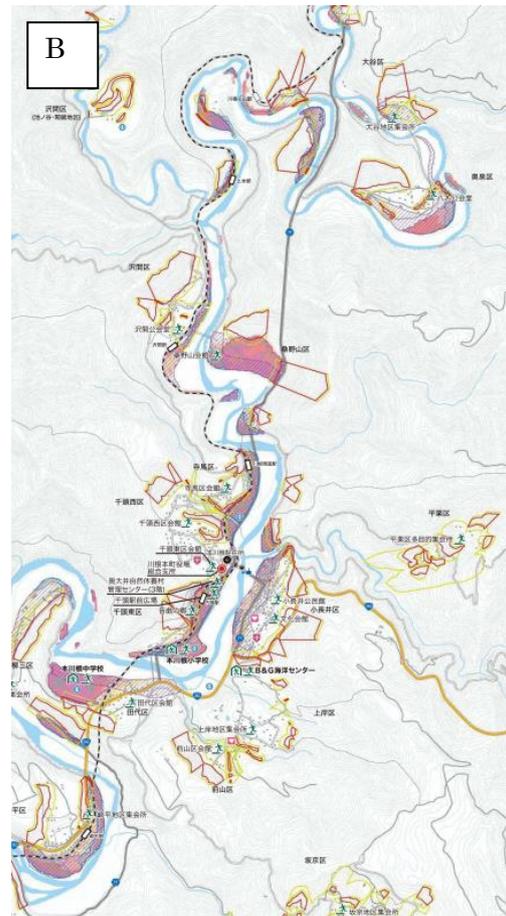
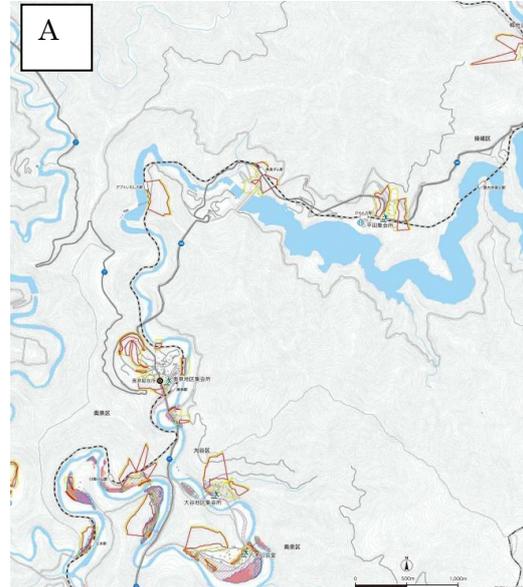
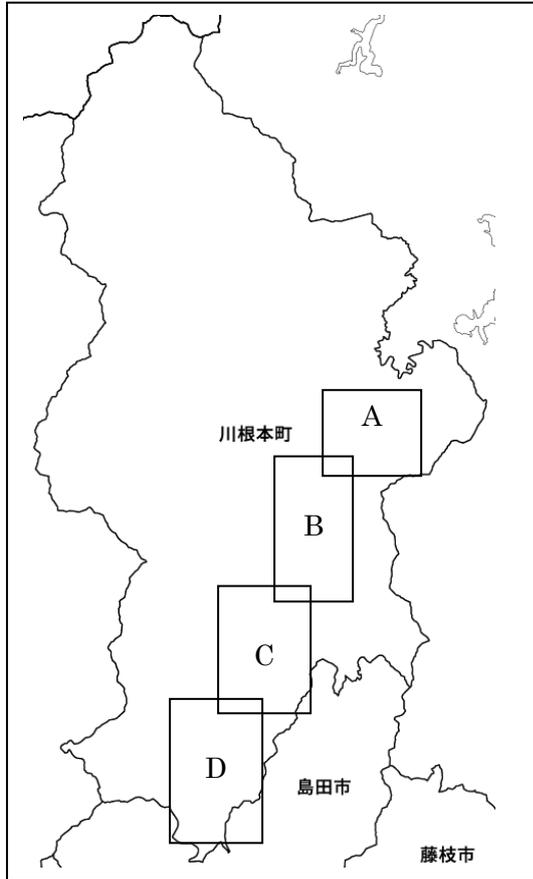
	特性
地形	<ul style="list-style-type: none"> ・大起伏山地(82.5%)、中起伏山地(12.7%)、小起伏山地(1.4%)の計97%が山地である。 ・北部は赤石山地南部にあたり、川は峡谷と曲流をなして山地崩壊も多くみられる。 ・千頭付近はやや川幅が広くなり、低地と段丘、高位平坦面に集落が立地している。 ・南部は大井川を挟んだ山地となり、川底の浸食が進んで崩壊地も多く分布する。
地質	<ul style="list-style-type: none"> ・「四万十帯」と呼ばれる堆積岩からなる。砂岩泥岩の互層で褶曲を受けて割れ目が発達、さらに標高が高く気温差が大きいことから風化浸食が顕著である。 ・降水量が多いことから崩壊地の拡大が大きく、生産された土砂は山腹や川床に堆積し、下流へ流出している。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・当町中央を南北に流れる大井川は日本屈指の急流河川である。流路が網状で安定せず、洪水時における災害が多く発生し川床材料の粒径が大きいという特徴がある。 ・流域周辺の地形は、上中流域の急峻な地形の赤石山脈と下流域周辺の比較的平坦な大井川平野(志太平野)とに区分できる。
気候	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の中では比較的冷涼で、年間降水量が2,500~3,000mmと多雨であり、過去台風や集中豪雨の被害を受けたことがある。 ・積雪は、標高800m以上の山地には毎年見られる。しかし、集落や農地のある地域では降雪は年に数回あるものの、積雪はほとんどみられない。

③想定される地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

大井川中流域に面しており、梅雨前線や台風等により大雨又は集中豪雨が発生し、水害を受ける危険性がある。また、多くの山地に囲まれているため、台風等による強風を受けやすく、注意が必要である。「土石流・地すべり・山がけ崩れ」については、静岡県河川砂防局ホームページによれば、町

内で土砂災害警戒区域が 260 箇所、土砂災害特別警戒区域が 227 箇所（いずれも令和 3 年 3 月 31 日時点）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。令和 3 年 3 月に静岡県が作成した大井川流域の川根本町洪水・土砂災害ハザードマップは下図の通りである。



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延が発生した場合、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

管内商工業者の現状は、若者層の町外への流出に伴う人口減少や高齢化などの課題に直面している。特に、生産年齢人口の減少は町の機能維持に大きな負の影響をあたえることが予測されている。分野別では、基幹産業は林業と茶業であり、茶業は全国的に有名な「川根茶」の産地として知られている。しかし、「川根茶」が産地間競争の激化や消費者の嗜好変化による販売量の減少、農業収入の不安定などに見舞われている。林業も、若者の流出等によって林家数が年々減少しており、後継者不足や高齢化等の課題に直面している。一方観光は、南アルプス南部の山麓や大井川源流の美しい自然や温泉、大井川沿いを通年運転するSL列車等様々な観光資源を生かす取組がされている。近年、温泉宿泊客が減少する一方で、ファミリー等のキャンプ場利用者が増加するなど、観光の嗜好変化と多様化が進んでいる。また、平成26年度から大井川鉄道による「きかんしゃトーマス号」の運行が始まり、ファミリー層を中心とした観光入込客の増加が見られている。商工業では、商業者のほとんどが零細の個人商店である。製造業では、自動車部品工場や精密部品工場が雇用の大半を担っており、他は中小零細企業で製造品出荷額は県下でも低位となっている。

以上の状況下、川根本町商工会は川根本町全域を管轄エリアとしている。管内の業種別の商工業者数の状況は下表のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	ホスピタリティ・飲食業	その他	合計
商工業者数	70	55	5	121	127	32	410
法定会員数	53	33	3	94	89	12	284
組織率(%)	75.7	60	60	77.7	70.1	37.5	69.3
小規模事業者数	66	49	5	121	123	28	392

(3) これまでの取組

1) 川根本町の取組

① 第2次総合計画の策定

平成29年度からの10年間の第2次川根本町総合計画が同年3月に策定された。その施策大綱で「誰もが暮らしやすいまち」、及びその構成要素の一つとして「生活安全」が明記されている。それを実現するための防災について、「地域防災力の向上と自然災害対策等の充実」を目指すべき方向性としており、具体的には以下の目標が掲げられている。

- ・ 防災体制の強化
- ・ 防災意識の高揚と自主防災組織の強化
- ・ 治山・治水事業の促進
- ・ 国民保護計画に基づく危機管理体制の強化

② 地域防災計画の策定

町長を会長とする川根本町防災会議が令和3年3月に『川根本町地域防災計画』を発表した。共通対策編、地震対策編、風水害対策編、大火災対策編、大規模事故対策編から成っており、共通対策編では以下を定め、各編ではより詳細な計画が定められている。

- ・ 災害予防計画：災害を未然に防止し、災害発生時における被害軽減を目的にした平素から行う措置に係る計画
- ・ 災害応急対策計画：指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て実施す

る災害応急対策に係る計画

- ・復旧・復興対策：災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良等、将来の災害に備える事業や対策についての計画

③防災訓練の実施

- ・総合防災訓練

9月1日の「防災の日」を含む1週間中（防災週間）に中央防災会議が決定した大綱を基に、大規模地震を想定した訓練を毎年度実施している。この訓練は、川根本町の災害対策本部機能の強化、防災関係機関と連携した救援体制の整備、住民の防災や減災に対する意識を高めることによる地域防災力の向上を目的にしている。

- ・地域防災訓練

12月の第1日曜日「地域防災の日」を基準として、町で想定した災害の訓練を毎年度実施している。この訓練は、自主防災会を主体として、地域の特性に応じた防災体制の確立と住民の防災意識の高揚による減災の実現を目的にしている。

④防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、町のホームページにおいて「防災・災害情報」のバナーを設け、消防・防災に係る各種情報をワンストップで提供している。提供している内容は次のとおりである。

○消防・防災について

防災カメラ映像、川根本町消防団、静岡地域広域消防、大地震に備える家具の転倒防止等

○静岡県第4次被害想定

川根本町震度分布図、川根本町液状化危険度

○山地災害危険地区について

山腹崩壊危険地区一覧表、山地災害危険地区国有林

○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について

土石流、急傾斜地の崩壊、地滑りに係る情報

○川根本町洪水・土砂災害ハザードマップ

各地域の地図面、情報面

⑤防災備蓄品

川根本町では防災備蓄品として主に、非常食（アルファ化米、無水米、長期保存パン）、飲料水・生活水の確保、トイレ（簡易トイレ、トイレ衛生袋）及び毛布を備蓄している。その他、各避難所に設置されている防災倉庫に照明器具、給水用具、衛生用具、その他防災資機材等を備えている。

⑥感染症の対策

川根本町のホームページにおいて新型コロナウイルス感染症についての特設ページを開設し、感染者動向やワクチン接種等の町民向け情報、事業者向け情報、支援に関する情報を提供している。その他以下を実施した。

- ・事業継続を支援するための川根本町事業継続応援給付金の支給
- ・緊急事態宣言に伴う各課の対応方針及び町有施設等の対応情報の提供
- ・緊急事態宣言解除後の対応方針等の情報提供

2) 川根本町商工会の取組

①事業者に対するBCPに係る国の施策の周知

小規模事業者に対して災害発生時への備えの必要性を認識・理解して貰うため、巡回訪問時に小規模事業者に対して関係資料の配布・周知を行うと同時に当会役員を中心に防災知識の普及啓発・周知

を行ってきた。

②事業者向け BCP 策定支援

BCP を策定しようとする管内事業者並びに、新たに減災・防災に取り組む事業者に対して専門家派遣を実施し、BCP 策定を支援してきた。

③損害保険についての情報提供

全国商工会連合会ではあいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱と業務提携し、制度運営・普及の促進と合わせ火災共済、火災保険、地震保険等の情報提供を行い、小規模事業者の火災や地震などのリスクヘッジ対策を促進している。

④管内事業者の「事業継続力強化計画」の認定支援

「事業継続力強化計画」は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度であり、認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金申請の際の加算対象となるなどの支援策が受けられる。本制度が発足して以降認定を希望する事業者への支援を行っている。

⑤防災用品を備蓄

飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、ヘルメット、拡声器、笛、軍手、コンロ、各種工具、マスク、タオル、ライター、非常食、ゴミ袋などを備蓄している。

⑥感染症対策

新型コロナウイルス感染症に係る情報の提供及び感染拡大により影響を受けた事業者に対する相談窓口を令和2年度と令和3年度に週2回開設した。そこでは、各種の給付金、支援金、補助金等の申請支援や売上減少に対する経営支援を行った。

⑦商工会災害システムの活用

令和元年全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を導入した。このシステムは、洪水、地震、津波等の災害に直面した場合、商工会職員等が被災状況を携帯端末に入力することで静岡県商工会連合会等に自動的に報告され、商工会組織全体で情報の共有化が図れる。商工会が被災し業務が混乱する中で報告に係る負担を軽減し、迅速な被災地支援が可能になる。

II 課題

当商工会の事業継続力支援に係る現状の課題は以下のとおりである。

①事業者 BCP の策定が進んでいない

管内事業者のうち、既に BCP を策定している会員事業者は数社にとどまっている。業種では製造業者、建設業者などであり一部に限られている。また事業規模別では、小規模事業者はほとんど策定していない。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者 BCP 策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ外部専門家や損害保険会社等との連携が必要になっている。

③応急対策に関する町と商工会の連携体制が不十分

川根本町と川根本町商工会が連携して事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

④感染症対策が進んでいない

管内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りはできているが、感染症対策 BCP の策定は進んでいない。新型インフルエンザや新型コロナウイルスの感染拡大に備えるマスクや消毒液等の備蓄、リスク対策として保険の周知を図る取組が必要である。

III 目標

川根本町地域防災計画に基づき、大規模自然災害等の発生時には町と商工会が一体となって経済活動の早期復旧に向け、下記目標を掲げて取組む。

①事前対策の必要性の周知と BCP 及び事業継続力強化計画の策定支援

地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。そして、巡回時にハザードマップを基にした災害リスクの意識啓発を進め、事業者 BCP 及び事業継続力強化計画の策定に向けた指導や助言を行う。

②経営指導員等の BCP 策定支援に関するスキル向上

静岡県等が開催する BCP に係る研修会を利用し経営指導員等のスキルアップを図ると共に、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築して事業者の BCP 策定支援を強化する。

③発災時、非常時における連絡・情報共有体制の構築

発災後、速やかな応急対策や復興支援が行えるよう、川根本町と被害情報報告、共有ルートを構築する。

④感染症リスクへの対応

域内において感染症発生時には、事業者が速やかに拡大防止措置を行えるよう、感染症 BCP の策定を推奨する。同時に、商工会内における体制、関係機関との連携体制を構築する。感染症については「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておく。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和 4 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知と BCP 策定支援

- ・経営指導巡回時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国・県・町から出される支援策の活用方法等）について説明する。
- ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・当商工会ホームページ等において、国や県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要等を周知する。
- ・事業者 BCP（事業継続力強化計画や即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーの実施や行政の施策等を紹介する。
- ・自然災害に伴うリスクは、建物等の損害、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産

等多岐にわたる。これらのリスクを軽減するための取組や対策を説明・提案する。

- ・国を始め関係機関等から事業者 BCP の策定ガイドラインやフォームが提供されている。静岡県からも静岡県版 BCP や業種別の簡易版 BCP 作成フォームが提供されており、それらを活用して BCP 策定に向けた指導や助言を行う。

◆商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震等に伴う建物・什器の損害補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償補償
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 川根本町商工会自身の事業継続計画の作成

事業継続計画は現在作成中であり、令和4年度内に完了予定。

3) 経営指導員等のBCP策定支援のスキル向上

- ・静岡県等が開催するBCP策定に係るセミナーに経営指導員等が参加する。
- ・BCP策定を希望する事業者に対する外部専門家や損害保険会社等の個社支援に同行する。

4) 発災時に機動的な対応ができるための体制確立

訓練やブラッシュアップを定期的実施し、発災時に機動的な対応ができる体制を確立する。万一当商工会事務所が利用できなくなった場合は、テレワークやオンライン会議システムの活用等、代替手段の確立により業務停滞を最小限に止める。

5) 関係団体等との連携及び発災時の情報共有体制の構築

- ・島田商工会議所、島田市商工会、静岡県商工会連合会との情報交換及び調整を図る。また発災時において同団体と情報共有できる報告、共有ルートを構築しておく。
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)と連携して、BCP関連損害保険の周知、小規模事業者に対する災害リスクの周知、小規模事業者のBCP策定支援、BCP策定セミナーの開催等の事前支援を行う。発災後は被災企業に対する公的支援施策の情報提供を行う。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲出を依頼する。

6) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・BCP作成事業者に対して年1回取組状況を確認し、必要に応じて経営指導員等による見直しを推進する。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強以上の地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

8) 感染症リスクへの対応

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行い、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、感染症対応を含んだ事業者BCPの策定を推進する。
- ・当商工会BCPに感染症対応を記載し、平時、発生時の各段階の対応等を取り決めておく。
- ・感染症発生時の関係機関との連携については、自然災害の発生時に備えて構築する情報共有体制と同様の体制で対応する。
- ・収束時期が予測しづらいこともあり、事業者に対してリスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。

<2 発災後の対策>

自然災害等の発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保が前提となる。まずは川根本町、川根本町商工会で応急対策実施の可否を確認するため以下を実施する。

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を町と商工会で共有する。）

◆各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
川根本町	○職員：発災後直ちに職員一斉メール等にて確認
川根本町商工会	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○正副会長：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に職員及び地区役員を通じ地区毎の会員安否を確認

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、川根本町における感染対策に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて2者で実施する応急対策の方針を決定する。方針決定は2者間で協議し決定する。想定する応急対策の内容は、①緊急相談窓口の設置・相談業務、②被害調査・経営課題の把握業務、③復興支援策を活用するための支援業務とし、概ね以下の判断基準とする。

◆被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されて確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務

	○地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

◆被害情報等の共有間隔期間

発災後～1週間以内	原則1日に2回共有する。特別な状況変化があれば都度共有する。
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月超	2日に1回共有する

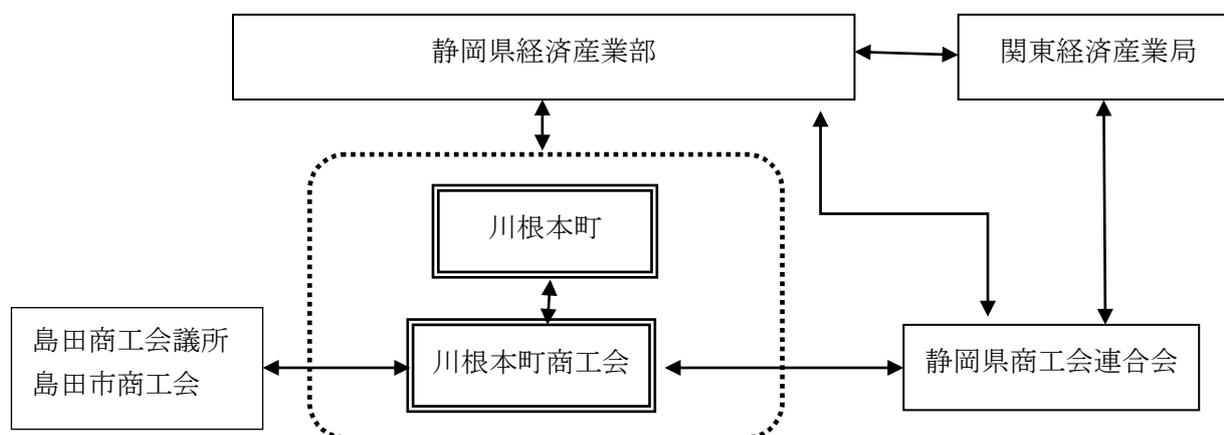
- ・感染症流行の場合は、川根本町が設置する感染症対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する対処方針」等を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。

<3 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と川根本町が共有した情報を、県の指定する方法にて県へ速やかに報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。



2) 被害の確認方法・被害額の算定方法

当商工会と川根本町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、以下のようにあらかじめ確認しておく。

①被害の確認方法

巡回訪問や相談窓口設置のほか、通信インフラが稼働している場合は電話・FAXでも実施する。

②被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シートを定めて2者で共用するものとする。

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	・建物の状況 ・浸水の状況 ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額(千円)	建物、機械設備、製品その他

③被害額の算定の対象

商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

④被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

◆算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める。 事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く。
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの	
商工被害	商品・製品・仕掛品・原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める。
	構築物・車両・機械装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める。

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

<4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、川根本町と相談する。（川根本町商工会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。確認方法は、巡回訪問や相談窓口設置によるほか、通信インフラが稼働している場合は電話・FAXでも実施する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、巡回訪問のほかホームページや説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

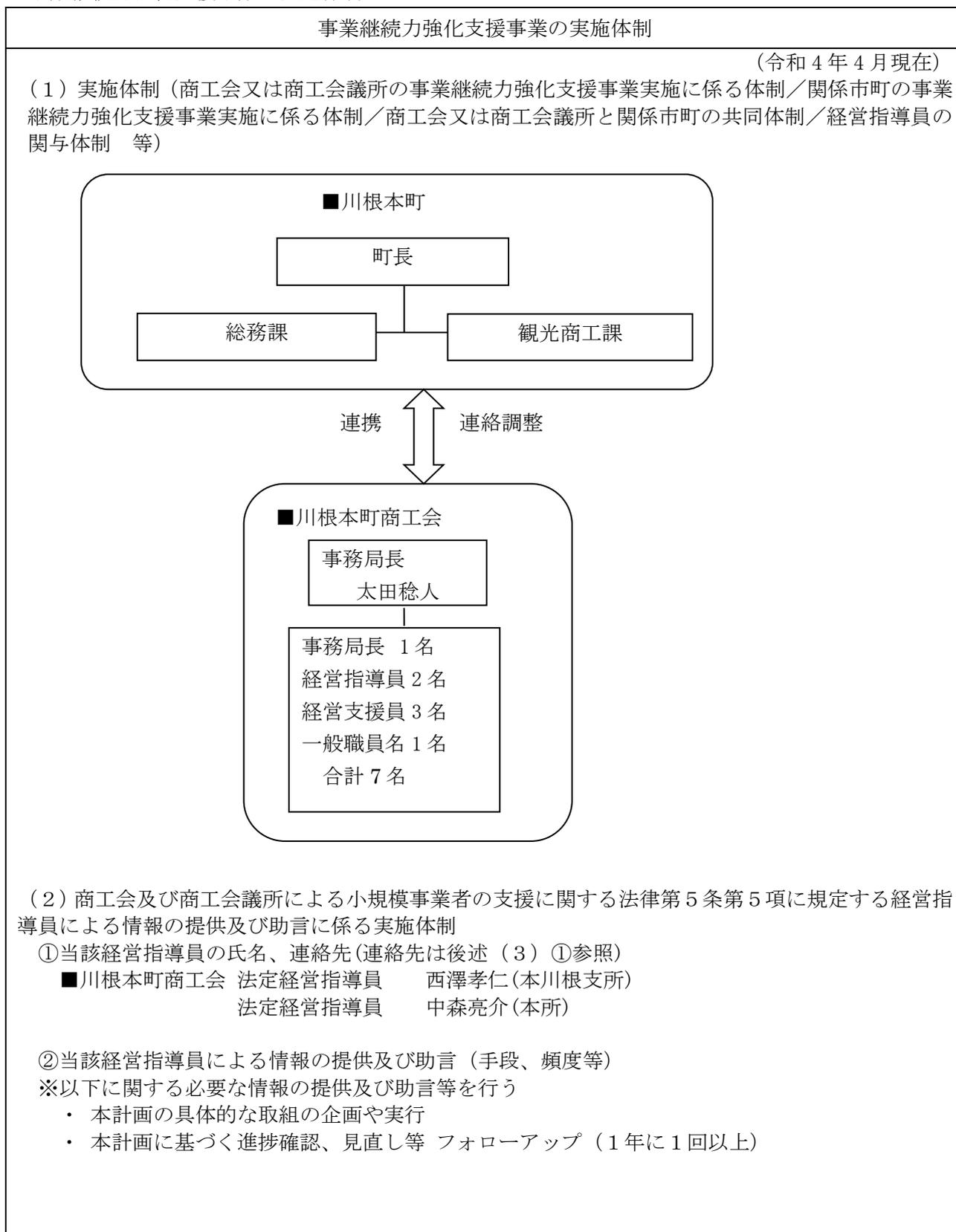
<5 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県や静岡県商工会連合会に相談する。

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

■川根本町商工会

本所

〒428-0313 榛原郡川根本町上長尾 773-1

[TEL] 0547-56-0231 [FAX] 0547-56-1622

[E-mail] k-shoukou@yamasemi.ne.jp

本川根支所

〒428-0411 榛原郡川根本町千頭 1216-21

[TEL] 0547-59-2258 [FAX] 0547-59-2429

[E-mail] k-shoukou@yamasemi.ne.jp

②関係市町

■川根本町

川根本町役場(総務課)

〒428-0313 榛原郡川根本町上長尾 627

[TEL]0547-56-1111 [FAX]0547-56-2235

[E-mail] soum@town.kawanehon.lg.jp

川根本町役場総合支所(観光商工課)

〒428-0411 榛原郡川根本町千頭 1183-1

[TEL]0547-59-3111 [FAX] 0547-59-3116

[E-mail] kanko-shoko@kawanehon.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
・ 専門家派遣費	500	500	500	500	500	500
・ セミナー開催費	300	300	300	300	300	300
・ パンフ、チラシ作製費	200	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	500	500	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、川根本町補助金、事業受託費、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 住所：東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 代表者：代表取締役社長 金杉恭三 ○東京海上日動火災保険株式会社 住所：東京都千代田区丸の内 1-2-1 代表者：取締役社長 広瀬伸一
連携して実施する事業の内容
①事前支援 ・BCP関連損害保険の周知 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・小規模事業者のBCP策定支援 ・BCP策定セミナーの開催 ②復興支援 ・被災企業に対する公的支援施策の情報提供 ・被害状況に照らし合わせた速やかな保険請求のサポート
連携して事業を実施する者の役割
①事前支援 連携先は専門家を派遣し、小規模事業者に対する災害リスクや損害保険、BCP策定の専門的な知見に基づいた支援を行う。商工会は連携先が情報提供する場の設定、BCP関連セミナーの企画及び運営、小規模事業者への周知等を実施する。これにより、小規模事業者の危機管理意識の向上、保険の契約内容の見直し、BCP策定促進に繋げる。 ②復興支援 連携先は専門家を派遣し、被災企業に対する公的支援施策の情報提供、被害状況に照らし合わせた相談に対応する。商工会は連携先が実施する相談会の開催、専門家の派遣等を行う。速やかな保険請求のサポート等により被災企業の早期の復興支援に繋げる。
連携体制図等